

議事要旨(4)棚卸資産専門委員会における検討状況について

新井常勤委員（専門委員長）及び高津研究員より、棚卸資産の評価方法である後入先出法の取扱い等について専門委員会で検討している会計基準の公開草案の文案につき、説明がなされた。説明の後、委員から次のような発言があった。

（適用初年度の取扱いについて）

- ・ 適用初年度の取扱いとして、後入先出法からその他の評価方法へ変更した際の当期の損益への影響額が多額である場合に、期首の棚卸資産の保有損益相当額のうち当期の損益に計上された額を特別利益に表示することができるかとされているが、影響額が多額かどうかの判断の指針を会計基準において示すことが検討されているのかを確認したい。

この点について、事務局からは、特にそうした指針を定めることは検討されておらず、影響額が多額かどうかの判断は企業の判断に委ねられるとの回答がなされた。

- ・ 後入先出法からその他の評価方法へ変更した際の期首の棚卸資産の保有損益相当額が、売上原価に含まれているのか、特別利益に含まれているのかは、財務諸表利用者が容易に識別できるような開示が望ましいと考えられる。

会計方針の変更に伴う影響額が注記されることから、財務諸表利用者は、損益計算書上でどのような表示がされているのか把握することができるとの回答がなされた。

- ・ 適用初年度において特別利益に計上できる金額について、期首の棚卸資産の保有損益相当額のうち当期の損益に計上された額とする現状の案とすべきか、会計方針の変更の影響額とすべきか、という点については、会社の保有するシステムにも関係すること等から、判断が難しいと考えられるので、どちらも認めるということも考えられるのではないか。

この点について、事務局からは、公開草案の段階であり、特に強い意見がなければ、期首の棚卸資産の保有損益相当額のうち当期の損益に計上された額を特別利益に計上できるという現状の案で公表したいとの回答がなされた。

なお、適用時期等については、EC 当局が後入先出法の取扱いについても非常に注目してきたという最近の状況を踏まえると、これまで1つのアイデアとして枠組みで示してきた経過措置については、公開草案の段階では、より慎重な対応が求められるので、委員をはじめとした関係者と引き続き対応を検討し、次回の委員会に諮りたいという説明が事務局から行われた。

これらの意見を踏まえ、次回の委員会で公表議決ができるように会計基準の公開草案を検討することとされた。

以 上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。